



私たちは、まちをつくり、なおし、そだて、豊かで魅力的な空間と文化を創造します。

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構（JANPIA）新型コロナウイルス対応緊急支援助成

外国人と共に暮らし支え合う地域社会の形成事業

～ 支え合いを豊かさにつなげるまちづくり ～

コロナ禍で顕在化した外国人が社会の構成員となり共に暮らす
多文化共生社会の形成支援

実行団体公募要領①

休眠預金制度の助成全般に係る規定等は、
別紙「実行団体公募要領②」をご覧ください。

令和3年4月12日（更新）

資金分配団体 **外国人と共に暮らし支え合う地域社会の形成事業共同体**

認定特定非営利活動法人日本都市計画家協会（JSURP）

公益財団法人公害地域再生センター（あおぞら財団）

目次

- 1 事業の目的
- 2 事業の目標
- 3 助成概要
- 4 事業内容
- 5 対象となる実行団体
- 6 助成金の使途
- 7 申請から事業完了までのスケジュール
- 8 選定方法・基準について
- 9 応募について
- 10 その他

別添 コンソーシアムでの申請について

問い合わせ先

1 事業の目的

- ・日本に住む外国人や長期間滞在する外国人等（※、以下、「外国人」という。）は近年増加しており、地域にとって欠かせない存在になりつつあります。一方、言葉や文化、慣習の違いにより、地域社会の中でも孤立しがちな状況に置かれています。
- ・コロナ禍の長期化に伴い、多様な業種が不況に見舞われたことから、離職、貧困、孤立、教育機会の喪失等の複合的な問題を抱える外国人が増加し、困窮がより深刻化しています。
- ・このような状況下であり、外国人を支援する団体の中には、増大するニーズに十分に対応できず、組織運営や持続的な活動に向けて、負担が大きくなっているところも存在します。
- ・一方、地域全体に目を向けると、高齢者の孤立化問題と商店街の空き店舗の問題に対し、コミュニティカフェを運営することで双方の問題が解決するなど、多様な主体がネットワークを組むことで、暮らしやすい地域づくりが実現するようなまちづくり活動が注目されています。
- ・そのため、認定特定非営利法人日本都市計画家協会（JSURP）、公益財団法人公害地域再生センター（あおぞら財団）では、コロナ禍で経済的困窮や生活環境が深刻化、悪化した外国人等への緊急的な支援とあわせ、社会的孤立や差別の解消に向けた活動への体制づくりや外国人支援を含めた地域の社会的課題を多様な関係主体の連携で解決しようとする団体に対し、活動資金を支援します。

（※）ここでは、日本に滞在する日本国籍を有しない者、日本にルーツがあり日本国籍をもつが外国での生活が長い人、在留資格が認められ日本で生活している人たちを「外国人」と称します。

2 本事業の目標

- ・外国人への緊急対応を広く実施し、セーフティネットを確保する
- ・支援団体の持続可能な体制構築と資金調達の仕組みをつくる
- ・地域の働く場づくりの支援や安全・安心に暮らせるコミュニティづくりなど

これらを通じ、外国人がまちの担い手になり、ともに暮らし、支えあう地域社会の形成とともに、共助とにぎわい豊かなまちづくりへの好循環が形成されることを目指します。

3 助成概要

対象テーマ	外国人と共に暮らし支え合う地域社会の形成 ～支え合いを豊かさにつなげるまちづくり～
事業期間	契約締結日（2021年6月頃）から2022年2月末まで
総事業費	4,250万円
採択予定実行団体数	6団体
1団体当たりの助成金額	団体の申請により、500万円～1200万円
対象となる事業	4. 事業内容を参照
対象となる団体	5. 対象となる実行団体を参照
対象地域	日本国内での活動
公募期間	2021年4月7日（水）～2021年5月7日（金）17時

4 事業内容

- ・ 実行団体が担う事業内容については、以下の内容等を想定しています。

■外国人等の深刻化した問題に対し、直接的な支援につながる活動

- ・ 食糧支援活動、学習支援活動、就労支援活動、生活相談活動 等

■持続的活動につなげるための体制づくり

- ・ 人材、資金、活動拠点の確保、事務局体制の確立、人材育成

■地域に好循環を生む仕組みづくり

- ・ 以下の仕組みをつくり、外国人支援を含めた地域の社会的課題の解決に取り組む
 - ・ 学校や地縁組織、社会福祉団体等と連携し、外国人が担い手となった地域社会づくり
 - ・ 事業者や経済団体、まちづくり団体等と連携し、外国人が活躍する地域経済づくり

5 対象となる実行団体

- ・ 日本に住む外国人や長期に滞在する外国人等に対し、支援活動を行っている団体
- ・ 民間公益活動を行う組織であること（法人格の有無や種類は問いません）
- * また以下の社会課題の解決に取り組む団体が、新たに外国人に支援を拡大して事業展開をめざす場合も対象とします。

- | |
|--|
| ・ 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子供の支援、日常生活や成長に困難を抱える子供と若者の育成支援など、子供及び若者の支援に係る活動 |
| ・ 働くことが困難な人への支援、社会的孤立や差別の解消に向けた支援など、日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動 |
| ・ 地域の働く場づくりの支援、安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援など、地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動 |

- ・ 申請は単体の他、コンソーシアムでも可能です。

●コンソーシアムによる申請（別添 1 参照）

申請事業の運営上の意思決定及び実施を 2 団体以上で行う場合には共同事業体、「コンソーシアム」での申請を行うことができます。詳細は別添 1 をご確認ください。

6 助成金の使途

- ・ 本事業完了後の継続的な取り組みに向けた全体セミナー及び選定された実行団体間の情報交流を図る情報交流会の開催を予定しています。その参加のための経費も計上ください。

- ・助成対象となる経費は以下のとおりです。
- ・なお、管理的経費の助成額に対する比率は、助成額の 20% を上限とします。

【助成対象となる経費一覧（例）】

経費項目	対象となる経費の例
謝礼金	・講師や専門家などに支払う謝礼金
物品購入費	・事業に直接必要とされる物品、必要な材料費、食糧費 ・事業の実施に必要な参加者への配布物の購入経費
修繕費	・活動の拠点づくり等に必要空き家・空き室等の修繕・改修費用
広報宣伝費	・チラシ、ポスター等のデザイン費、印刷費 ・記録用の写真印刷代 ・事業実施の開催告知等を、新聞、雑誌等で広告するための掲載料
郵便料及び運搬料	・切手・はがきなどの郵便料金、金融機関等への振込手数料 ・物品などの運搬費用
保険料	・講師、スタッフ、参加者などが事業実施のために加入する保険料（イベント保険、ボランティア保険など）
委託料	・専門知識や技術等を要する業務を外部に委託する経費 ・ホームページ、動画、システム等の制作にかかる委託経費 ※実行団体の事業を進めるにあたり、コンサルタント等に外部委託する場合、事前に資金分配団体と実行団体で協議の上、適切なコンサルタントを選定します。
使用料及び賃借料	・会議室等会場使用料 ・物品、機器等の賃借（レンタル）料、レンタカー借上げ料 ・事業実施に直接関係する光熱水費 ・事業実施に直接関係する会議資料、配布資料、報告書のコピー代
その他経費	・事業実施のために必要な経費で、審査委員会が必要かつ適切と認めたもの ・事務局人件費、アルバイト経費、事務所家賃等

- ・人件費を計上する場合は、人件費水準の公表が必要です。
- ・個人や事業者等に対する現金の給付および、現物給付のみを目的とするものや投融資を内容とする事業は、助成対象となりません。
- ・国又は地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない事業の中から助成対象事業を選定します。
- ・助成金の支払いは、資金提供契約に基づき概算払いで行います。また、事業開始以後 6 か月分を対象に行い、6 か月後に進捗状況の報告を確認した上で残金を支払うことを原則とします。助成に充当される費用の支払いは、事業完了後に確定精算します。
- ・助成金の積算、精算については別途、JANPIA が「積算の手引き」、「精算の手引き」にて詳細を定めていますので、下記 URL からダウンロードの上、参照ください。

➡ https://www.janpia.or.jp/koubo/2020/download/koubo_style02-03.pdf

7 申請～事業完了までのスケジュール

1.公募期間	2021年4月7日(水)～2021年5月7日(金)午後5時まで	
2.説明会※ ¹	2021年4月13日(火)14～15時 事前申し込み制になりますので、 説明会当日 10 時まで に以下からお申し込みください。 https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdbgIKdxNhOwAkd7P_J7E-uFAmmg2KNtj7GFSUCH36xtkiAnA/viewform	
3.審査会議による審査※ ²	2021年5月16日午後 (日程が確定しました。申請を希望される団体は日程をあけておいてください)	
4.JSURP 理事会での決定	2021年5月28日(金)※予定	
5.実行団体決定の公表	2021年5月31日(月)※予定	
6.助成金の支払い※ ³	初回支払い (助成金額概算の1/2)	2021年6月初旬
	残金支払い	2021年12月頃(初回支払いから6か月後)
7.事業完了・確定精算	2022年2月28日	

※1：オンラインによる説明会を開催します。

※2：審査会では、実務担当者によるプレゼンテーション（提案内容の説明と質疑応答、オンラインで開催予定）を行っていただきます。

※3：助成金の支払いに当たっては、実行団体と資金配分団体の間で、資金提供契約書の締結を行います。

8 選定方法・基準について

(1) 選定方法

実行団体の選定のための審査は、第三者審査委員会が行い、その結果をJSURP理事会に報告、JSURP理事会は当該報告を受けて選定します。

(2) 選定基準

実行団体は、以下の選定基準に基づき選定を行います。

ガバナンス・コンプライアンス	事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか
事業の妥当性	事業対象となる社会課題について、問題構造の把握が十分に行われており、事業対象者、事業計画(課題の設定、目的、事業内容)が解決したい課題に対して妥当であるか。
実行可能性	業務実施体制や計画、予算が適切か
継続性	助成終了後の計画(支援期間、出口戦略や工程等)が具体的かつ現実的か

先駆性(革新性)	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか
波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて社会課題の解決につながる事が期待できるか
連携と対話	多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか

なお、選定にあたっては、特に以下事項に配慮します。

- 1) 支援実施の緊急性に鑑み、①申請事業の妥当性、②実行可能性、③ガバナンス・コンプライアンス体制の整備の3点を重視し、団体の社会的信用や直近の財務状況等、実績等も考慮したうえで、選定後速やかに適切な事業実施が可能と判断される団体を優先的に採択するものとします。
- 2) 申請事業の審査にあたって、新たな支援のニーズ、支援のニーズの変化に対応した、チャレンジングな事業内容を優先的に採択し、感染症拡大といった未曾有の事態に対する課題解決のより多くの事例創出を目指します。

9 応募について

(1) 応募申請の手続き書類

応募申請に当たって、下記の書類の提出（電子メールまたは郵送）が必要になります。下記 URL の公募のお知らせから、様式をダウンロードの上、記入してください。

☛ https://www.jsurp.jp/各種事業/janpia/?preview_sid=155308

<ul style="list-style-type: none"> ・（様式1）助成申請書 ・（様式2）団体情報 ・（様式3）事業計画書 ・（様式4）資金計画書 ・（様式5）規定類確認書 	<ul style="list-style-type: none"> ・（様式6）役員名簿（JANPIA様式） ・（様式7）申請書類チェックリスト ・定款 ・貸借対照表 ・損益計算書
---	--

10 その他

- ・当助成事業は「民間活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく助成制度です。当応募要項に記載されている事項のほか、休眠預金制度全般に係る各種規定や注意事項を全て遵守する必要があります。詳細は別紙「実行団体公募要領②」に記載されていますので、必ずお読みになり、確認した上でご応募ください。

別添1 コンソーシアムでの申請について

- 1) コンソーシアムで申請を検討する団体は J S U R P へまずご連絡ください。
- 2) コンソーシアムを構成する団体（構成団体）から幹事団体を選び、申請は幹事団体が行います。
- 3) 申請にあたり、構成団体間で合意された各構成団体の役割、意思決定機関としての運営委員会の設置、コンプライアンス責任者の設置、内部通報窓口の設置（JANPIA の内部通報窓口が利用可能です）、連帯責任内容、並びに運営規則等が明記された「コンソーシアム協定書（案）」を提出していただきます。同時に、採択された場合は資金提供契約締結までの間にコンソーシアム協定書を締結する旨の誓約書を提出していただきます。
- 4) 「コンソーシアム協定書（案）」作成の際に、「コンソーシアム協定書作成における留意点」を参考にしてください。
- 5) 当該協定書の副本は参考資料として、資金提供契約の締結時に J S U R P に提出していただきます。
- 6) 申請書類については、幹事団体は 9（1）に記載されている資料に加えて、以下の書類をご提出ください。

● コンソーシアム協定書（案）

（注）参考書類として提出していただきます。情報公開の対象ではありません。

● コンソーシアムに関する誓約書（登録印の押印が必要）

（注）別紙 1. 欠格事由に関する誓約書、別紙 2. 業務に関する確認書、別紙 3. 情報公開同意書を含む。

また、幹事団体以外の各構成団体についても幹事団体と同様、以下の書類を用意し、幹事団体が構成団体ごとに zip ファイルで取りまとめたうえでご提出ください。

● 規程類確認書

● 役員名簿

（注）JANPIA の書式（様式 6 厳守）を使ってください。

■ 申請書類提出先

申請書類は期日までに下記宛先までメールにてご提出ください。

認定 NPO 法人日本都市計画家協会 宛

E-mail: aid@jsurp.jp

件名: 申請書類の提出について

■ 問い合わせ先

認定 NPO 法人日本都市計画家協会 増井・千葉

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 3 丁目 2 8 番地 5 axle 御茶ノ水 3 0 6 号室

TEL : 03-6811-7205 FAX : 03-6811-7206

Email: aid@jsurp.jp